

EU: 迂回発生の4カ国へアンチダンピング措置を適用

欧州委員会(EU委員会)は、現在、中国を原産として輸入される自転車へ48.5%のアンチダンピング(AD)税を賦課しているが、近年、中国から第三国を迂回してその措置を避ける行為が行なわれていると主張する欧州自転車製造組合(EBMA)から十分な証拠を添えた提訴を受け、理事会規則(EC)No 1225/2009 第13条3項に基づき、EU委員会は迂回行為に関する調査を2012年9月より開始したが、この度、その調査の結果について、同委員会は本年6月5日のEU官報(No. L153)にて、5月29日付理事会実施規則(EU) No 501/2013を公表した。

1. 審査概要

中国の迂回行為があったとされる対象国はインドネシア、マレーシア、スリランカ及びチュニジアの4カ国である。調査開始の公告後、インドネシア4社、マレーシア1社、スリランカ6社及びチュニジア2社から措置免除の申請があり、各社へ立会調査を実施した。

調査期間(RP)は2011年9月1日～2012年8月31日とし、対象製品の自転車はCNコード「8712 00 30」及び「8712 00 70」である。調査に際しては、立会調査の対象企業から提供された情報とEUの統計機関(Eurostat)の情報を元に数値の分析を行った。

各国企業の立会調査への協力の度合いにより、非協力や適切な情報提供がなされない場合は、理事会規則(EC)No 1225/2009 第18条の規定により、入手可能な情報で判断するとしている。また、各関係者からの意見や主張については、それらへのEU側の回答や判断と共に掲示している。

迂回行為については、経由地での単純な製品の積み替えの他、理事会規則(EC)No 1225/2009 第13条2項では、EU内または第3国における組立作業についても、状況によってはAD措置の迂回とみなすことがあると述べている。更に同規則第13条2項(b)では、当該部品の価格が組み立てられた製品の全部品の全価格の60%以上を占める場合には措置の迂回があったとみなされるとしている。但し、組み立てに持ち込まれた部品の付加価値が製造コストの25%を超える場合は迂回が発生したとは見なされないとしている。

2. 報告内容

2004年からRPまでの9年間で、EU市場における中国からの輸入は8割以上も減少しRPには41万台となった。一方、インドネシアからの輸入は同期間で150%増の61万台となり、マレーシアからは2006～2007年に50万台近いピークを経てRPには1,600%増の19万台、スリランカからは2009年以降100万台近い台数となり、RPには282%増の95万台、チュニジアからは2007年以降50万台を超えるようになり、RPには200%増の50万台と、4カ国からの輸入量はそれぞれ増加している。(表1参照)

表1：EU市場における中国、迂回4カ国からの輸入台数（単位：台）

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	RP
中国	2,550,775	1,575,452	995,715	986,514	941,522	597,339	627,066	584,303	411,642
インドネシア	237,648	282,045	500,623	593,769	634,623	437,023	551,847	614,798	612,448
マレーシア	10,749	229,354	497,974	475,463	360,871	193,102	266,164	177,306	185,158
スリランカ	249,491	352,078	534,413	749,358	1,016,523	1,237,406	1,237,406	975,297	953,169
チュニジア	167,137	212,257	251,054	549,848	527,209	529,734	414,488	519,217	501,853

これら4カ国への中国からの輸出台数で見ると、2004年からRPの9年間でインドネシアは8割増の391万台、マレーシアはほぼ倍増の144万台、スリランカも倍増の62万台、2004年には僅かの輸出台数だったチュニジアに至っては、RPには6,600%増の17万台となっている。（表2参照）

表2：中国から迂回4カ国への輸出台数（単位：台）

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	RP
インドネシア	2,128,804	1,731,224	2,121,019	1,906,364	3,325,531	2,287,374	3,644,836	3,773,852	3,912,882
マレーシア	721,335	933,943	890,241	974,860	1,515,886	1,111,251	1,291,766	1,520,276	1,440,132
スリランカ	267,371	315,233	345,953	254,774	425,405	383,377	699,328	685,744	621,620
チュニジア	2,534	7,188	37,042	175,761	389,445	171,332	225,369	204,465	170,772

なお、インドネシアでは調査対象企業4社でRPにはEU市場向け輸出の9割を占め、マレーシアの対象企業1社のEU向け輸出は全体の20~30%程度、スリランカでは同6社で全輸出の7割程度、更にチュニジアの同2社でEU向け輸出をほぼすべてを占める状態である。因みに、4カ国の調査対象企業の生産台数は、2009年からRPまでの4年間では、インドネシアは5割増してRPには188万台、チュニジアは2割増しの53万台、スリランカは僅かながら減少して69万台であった。なお、マレーシアは、協力が得られず生産台数は不明である。

今回、免除申請による立会調査を実施した4カ国13社の企業については、情報提供の協力が得られない、情報が不正確又は不十分であった場合は、入手できた情報でのみ判断し、加重平均に基づいて正常価格とEU市場向けの輸出価格を比較した結果、4カ国においてダンプが存在していると判断された。

3. 結論

EU市場における中国からの輸入は年々減ってはいるものの、中国製自転車へのAD措置が講じられた時期に輸入減少と並行して、4カ国への中国からの輸出量は増加し、かつ、EU市場における各国からの輸入量も増えていることから、中国製自転車について措置を避けるために迂回行為があったとしている。

なお、審査の結果、上記の同規則第3条2項(b)に照らす等して、迂回行為が無いと確認された下記企業7社についてはAD税の免除措置が取られることとなったが、現在、理事会実施規則（EU）No 990/2011により適用中の中国製自転車に対する48.5%のAD税賦課が、それら7社を除くインドネシア、マレーシア、スリランカ及びチュニジアの4カ国からの輸入に対しても、措置の迂回が発生した第三国への延長として適用されることとなった。

表 3 : AD 措置免除企業

国名	企業名
インドネシア	P. T. Insera Sena
	PT Wijaya Indonesia Makmur Bicycle Industries (Wim Cycle)
	P. T. Terang Dunia Internusa
スリランカ	Asiabike Industrial Limited
	BSH Ventures (Private) Limited
	Samson Bikes (Pvt) Ltd
チュニジア	euro Cycle SA

以 上

出所 : 2013 年 6 月 5 日付 EU 官報 (No. L153) 、理事会実施規則 (EU) No 501/2013
 参考 : 理事会規則 (EC) No 1225/2009